

支部図書館制度審議会規則

(昭和三十七年七月五日国立国会図書館規則第四号)

改正 昭和六十一年五月 三十日国立国会図書館規則第三号

平成 十四年三月三十一日同 第三号

同 十七年三月二十九日同 第一号

(目的及び設置)

第一条 行政及び司法の各部門の支部図書館(以下「支部図書館」という。)の制度上の地位及び機構を明確化し、もつてその機能の充実強化をはかるため、国立国会図書館に、支部図書館制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第二条 審議会は、前条の目的を達成するため必要な事項を調査審議し、国立国会図書館長に意見を具申する。

(組織)

第三条 審議会は、委員長及び委員若干人で組織する。

(委員長及び委員)

第四条 委員長には、国立国会図書館副館長を充てる。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 委員は、国立国会図書館の職員及び支部図書館長のうちから国

立国会図書館長が命ずる。

(幹事)

第五条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、国立国会図書館の職員及び支部図書館の職員のうちから国立国会図書館長が命ずる。

3 幹事は、審議会の審議資料を準備し、委員を補佐する。

(意見の聴取)

第六条 審議会は、必要に応じ、行政及び司法の各部門の職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、総務部支部図書館・協力課において処理する。

附 則

この規則は、昭和三十七年七月五日から施行する。

附 則 (昭和六十一年五月三十日国立国会図書館規則第三号)

この規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則 (平成十四年三月三十一日国立国会図書館規則第三号)

この規則は、国立国会図書館組織規則(平成十四年国立国会図書館規則第一号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成十四年四月一日)

附 則 (平成十七年三月二十九日国立国会図書館規則第一号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。